

全 員 協 議 会 記 録

令 和 7 年 8 月 2 5 日

【開催日】 令和7年8月25日（月）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時13分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	伊場勇	議員	大井淳一郎
議員	岡山明	議員	奥良秀
議員	笹木慶之	議員	白井健一郎
議員	恒松恵子	議員	中岡英二
議員	中島好人	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	古豊和恵
議員	前田浩司	議員	松尾数則
議員	宮本政志	議員	森山喜久
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	吉永美子		

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
----	-----	------	------

【審査内容】

1 議運決定事項について

午前9時 開会

高松秀樹議長 おはようございます。全員協議会を始めます。本日の付議事項は、議運決定事項についてであります。議会運営委員長の報告を求めます。

（宮本政志議会運営委員長 登壇）

宮本政志議会運営委員長 おはようございます。本日の報告事項は少し多いですので、集中してしっかりお聞きください。それでは、第55回から59回までの議運決定事項を報告いたします。まず1点目、服装の自由化について。現在試行している委員会における服装の自由化を検証した結果、これによって委員会の雰囲気柔らかくなり、従来よりも自由闊達に意見が出るようになったなどの成果が感じられることが分かり、引き続きこの取組を継続していくべきとの結論に至ったため、服装の自由化を本格的に実施することとしました。本格実施のための取決めを議論する中では、本会議以外の会議等においては自由闊達な意見を出し合うことを重視して服装を自由化し、本会議においては議決を行う場としての厳粛さを保つことを重視して従来どおりの服装とすることで意見が一致したため、各会議等における服装に係る取決めは次のとおりといたします。（1）本会議以外の会議等には、自由な服装で出席できるものとする。（2）本会議には、従来どおりの服装で出席するものとする。2点目、議会運営に関する陳情書については、議長に対して資料1のとおり答申いたしました。3点目、「山口県 山陽小野田市議会」名で発信される個人アカウントのユーチューブチャンネルについて。資料2-1の1件について、令和7年7月18日に、同年7月25日開催の議会運営委員会において、本申入れ書の提出者である中島好人議員及び山田伸幸議員を参考人として招致することを決定し、並びに同書に記載された関係者である樋口晋也氏も参考人として招致することを決定しました。しかし、令和7年7月18日付で、資料2-2の申入れ取下げ書が提出されたため、同年7月23日の議会運営委員会において、本件審査を打ち切ることにいたしました。4点目、陳情要望書等の取扱いについて。資料3の1件について。急施の案件として、調査委員会を下表のとおり決定しましたので御確認ください。5点目、日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書。令和7年7月25日午前9時から陳情者を参考人招致することを決定し、同刻に参考人による意見陳述及び参考人に対する質疑を行いました。それを受けて、議会運営委員会としては、中島好人議員及び山田伸幸議員

に対しても、参考人としての出席を求める方針であることを確認しました。6点目、第10回議会運営委員会における諮問事項について。議会運営委員会としては、中島好人議員及び山田伸幸議員に対して、参考人としての出席を求める方針であることを確認しました。7点目、一般質問の在り方について。現在試行している一般質問の発言時間を「30分（執行部の答弁時間を含まない。）」に変更することを検証した結果、これによって議員は質問事項をより具体化し、的確な質問を行うようになったこと、また、執行部も簡潔に答弁するようになり、従来よりも一般質問の精度が向上したことなどの成果が感じられることが分かり、引き続きこの形を継続していくべきとの結論に至ったため、一般質問の発言時間に係る申し合わせ事項を資料4のとおり変更することといたしました。8点目、国旗及び市旗の掲揚について。6年前に「本会議場において掲揚すること」とした国旗及び市旗の掲揚方法について疑義が生じたため議論いたしました。その結果、現状は「掲揚」の定義から外れていると判断したため、9月定例会の本会議初日から、より適切な方法で掲揚することといたしました。9点目、令和7年第3回（9月）定例会に関する事項について。（1）会期案は、8月25日月曜日から9月10日水曜日までの17日間といたしました。なお、議案名は資料5のとおりでございます。（2）請願書の取扱いについて、資料6の1件について、付託委員会を下表のとおり決定しましたので御確認ください。（3）議事日程案は、資料7のとおりでございます。10点目、陳情・要望書等の取扱いについて。資料8の3件について、調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定しましたので、御確認ください。11点目、改選後の初議会の運営について。改選後の初議会においては、申し合わせ事項4から7までに沿って手続を行うことを確認しました。なお、申し合わせ事項7（1）イにおける「会派」とは、「議会運営委員を選出している会派」と解することを決定いたしました。以上で報告を終わります。

（宮本政志議会運営委員長 降壇）

高松秀樹議長 ただいまの報告に対しまして、質疑はございますか。

中島好人議員 私の名前がよく出ましたので、議会運営委員長にお尋ねします。

樋口氏から出た陳情書ですけども、こういった議会運営とは全く関係のない名誉毀損事件をなぜ議会運営委員会で行ったのかお尋ねいたします。

高松秀樹議長 中島委員、報告の何番に該当するところですか。

中島好人議員 5番についてです。

高松秀樹議長 議会運営委員長、5番についての質疑ということですか。

宮本政志議会運営委員長 陳情書の要件がそろっており、議長が受理されて議会運営委員会に諮問されましたので、議会運営委員会の中で取り扱います。そして、取り扱うことに当たっておっしゃったことを懸念されるのであれば、私は委員長として委員外議員として出席されることを認めますので、出席されてしっかり御自分たちの御意見を議会運営委員会の中で言われたらいいと思います。ですから、議会運営委員会で行ったことに関しては、何ら瑕疵があったとは思っておりません。

中島好人議員 7月25日の議会運営委員会の録画を視聴しました。陳情者の意見陳述では、審査事項とは全く関係のない日本共産党に対する攻撃的な発言が長々で行われたのを見たんです。なぜ議案審議と関係のない中身を長々と述べさせたのか。その辺はストップさせていくというのが本来の議会運営委員会の在り方ではないかと思うわけですが、その理由を説明してください。

宮本政志議会運営委員長 中島議員がおっしゃったように、参考人招致の意見陳述の中で不穏当と受け止められる発言が確かにございました。発言途中でも不穏当な発言を聞いた瞬間に発言を止める方法もあるのかもしれ

ませんが、やはり議会は言論の府ですので、委員会運営として、どなたであっても意見を一通り聞くという姿勢を取りました。そして、委員会に発言を取り消す権限はございませんから、参考人には委員会の中で不穏当発言があったため取消しをしていただきたいという要望をしました。

中島好人議員 この陳情書を見る限り、「名誉毀損」と書いてあり、また、「選挙のたびに違法行為」というのは公職選挙法上の違法行為のことを指していると思います。こうした内容について議会運営委員会の中で審査して、そして「適切な措置を行う」とありますけども、議会運営委員会が私どもに何か措置をしようということになるのでしょうか。

宮本政志議会運営委員長 実は、次回の議会運営委員会で参考人招致の議決を行おうと思っております。それに当たって、私は、議会運営委員長として、名誉毀損事件そのものに関しては法廷で当事者が行うべきことと考えております。議会運営委員会が、名誉毀損そのものについて審査をすと言ったことは一切ございません。それに当たって、なぜこの陳情書に対して参考人等の意見陳述、もしくは参考人招致をしていくかというのは、内容の真意を確認するために行っていくということで、実は次回の議会運営委員会の冒頭に、今申し上げことを委員長として発言しようと思っておりました。改めて言いますが、法廷ではございませんから、議会運営委員会の中で名誉毀損事件として扱うという発言は一切ありませんし、そのような委員会運営はしておりません。

高松秀樹議長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前9時13分 散会
